国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則(16 経教 細則第3号)の一部を次のとおり改正する。

国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則(16 経教 細則第3号)の一部を次のとおり	り改正する。
現行	改正後
国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則	
平成16年4月7日	
16 経教 細則第3号	
第1条~第2条 省略	第1条~第2条 省略(現行どおり)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一 教育担当副学長	一 教育担当副学長
二 教育研究評議会から選出された副部局長 1人	二 教育研究評議会から選出された副部局長 1人
三 工学教育部・工学部及び農学教育部・農学部学生生活委員会委員長及び副委員長	三 工学府・工学部及び農学府・農学部学生生活委員会委員長及び副委員長
	四 生物システム応用科学府学務委員会副委員長
四 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人	五 就職支援小委員会委員長
五 生物システム応用科学教育部から選出された教員 1人	六 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人
<u>六</u> 保健管理センター所長	七 技術経営研究科から選出された教員 1人
七 保健管理センター専任教員	八 保健管理センター所長
<u>八</u> 総括チームリーダー (学生担当)	九 総括チームリーダー (学生担当)
	十二学生支援チームリーダー
九 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者	十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者
2 前項第4号、第5号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ	
し、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	だし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第4条~第7条 省略	第4条~第7条 省略 (現行どおり)
(小委員会)	(小委員会)
第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策	
定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。	等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。
一就職支援小委員会	一 就職支援小委員会
<u>二 学生相談連絡小委員会</u>	
三 その他委員会が必要と認める小委員会	<u></u> その他委員会が必要と認める小委員会
2 (Amb	2 (Vmb (TD/T Lity 12)
2 省略	2 省略 (現行どおり)
3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。	3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。
4 省略	4 省略 (現行どおり)
\$\frac{1}{2} \log \frac{1}{2} \log \frac	笠 0 々 笠 4 0 々
第9条~第10条 省略	第9条~第10条 省略(現行どおり)

第11条 委員会の事務は、学務チームにおいて処理する。

第12条 省略

附 則 省略

別表		
小委員会名称	委 員 構 成	所 掌 事 項
就職支援小委員会	・第3条第1項第 <u>2</u> 号の委員 ・同項第 <u>3</u> 号の委員 ・同項第 <u>4</u> 号の委員 ・同項第 <u>5</u> 号の委員 ・同項第 <u>5</u> 号の委員 ・同項第 <u>8</u> 号の委員 ・自項第 <u>8</u> 号の委員 ・各教育部及び各学科の就職担当教員 ・学務チームリーダー ・その他小委員会が必要と認める者	・就職の支援に関すること。 ・その他必要な事項
学生相談連絡 <u>小委員会</u>	・第3条第1項第2号の委員 ・同項第3号の委員 2人 ・同項第4号の委員 ・同項第5号の委員 ・同項第6号の委員 ・同項第7号の委員 ・同項第7号の委員 ・留学生センター教員 1人 ・留学生受入れに伴う専門教育教員 2人 ・セクシュアルハラスメント相談委員会委 員長 ・学務チームリーダー	・学生相談体制に関するこ <u>と。</u> ・その他必要な事項

(専門委員)

第10条の2 専門委員について必要な事項は、別に定める。

第11条 委員会の事務は、学生支援チームにおいて処理する。

第12条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

別表

小委員会名称	委	員	構	成		所	掌	事	項	
就職支援小委員会	・工学府・ の就職支援 ・第3条第 ・同項第 <u>6</u> ・同項第 <u>7</u> ・同項第 <u>9</u>	委員会 1項第4 号の委員 号の委員 号の委員	<u>長員長及</u> 1号の委 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	び副						2
<u>削る</u>	・その他小 <u>削る</u>	委員会 <i>t</i>	が必要と	認め	る者	削る				

附 則(18 細則第6号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。